

仙台北城跡調査指導委員会設置要綱

(平成 13 年 8 月 10 日教育委員会議決)

(設置)

第 1 条 仙台北城跡の発掘調査事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するために、仙台北城跡調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、事業に関し、評価、指導及び助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、5 年とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によって決める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は教育局生涯学習部文化財課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 13 年 8 月 10 日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本件事業の完了の日限り、その効力を失う。